

宇多津町地域福祉計画

平成 23 年 3 月

宇 多 津 町

目 次

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨 -----	1
2. 計画の位置づけ -----	2
3. 計画の期間 -----	2

第2章 宇多津町をとりまく状況

1. 人口構造等 -----	3
2. 高齢者の状況 -----	6
3. 障害者の状況 -----	8
4. 子どもをとりまく状況 -----	12
5. 自治会の加入率 -----	15
6. ボランティア団体の状況 -----	16
7. 主な福祉サービス -----	17

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念 -----	22
2. 基本目標 -----	22

第4章 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり

1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進 -----	24
2. バリアフリーのまちづくり -----	28
3. 社会参加と交流の促進 -----	31
4. 男女共同参画社会を実現するために -----	34

第5章 ニーズに対応したサービスが実現するまちづくり

1. ニーズに対応したサービス提供体制の整備 -----	36
2. 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実 -----	39
3. 福祉サービスの適切な利用の促進 -----	42
4. 権利擁護を推進するために -----	44

第6章 心をつなぐ人を育むまちづくり

- 1. 福祉活動への理解を深めてもらうために ----- 46
- 2. 地域福祉活動の担い手を育成するために ----- 49

第7章 計画の推進体制

- 1. 計画の進行管理 ----- 51
- 2. 関係機関、団体等との連携 ----- 51

資料編

- 施策体系図 ----- 52
- 地域の相談窓口 ----- 54
- 用語解説 ----- 56
- 宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱 ----- 59

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、核家族化の進行による家庭における介護や育児機能の低下をはじめ、地域コミュニティの弱体化、地域に住む住民同士のつながりが希薄化するなど地域社会は変わりつつあると言えます。また、ひとり暮らし高齢者の孤独死や高齢者による高齢者の介護、幼児虐待、引きこもりなどこれまでの高齢者や障害者、子どものいる家庭などを対象とした福祉計画では対応しきれない新たな地域課題が大きな問題となっています。

「地域福祉」とは、地域に住むすべての人が個人として自立し、尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、安心して安全に暮らせるよう支援するため、地域住民、行政機関、福祉事業関係者などがともに連携し協働しながら、新たな福祉サービスの創出や、地域に住む一人ひとりに必要なサービスにつなげていく仕組みをつくっていくなど、地域全体で生活課題を解決していく取り組みであると言えます。

地域に暮らすすべての人が、生活課題に応じたサービスの選択と決定を自分自身の意思によって行うことで、年齢や性別、住んでいる場所などに関わらず、心豊かなその人らしい生活を送ることができる地域社会づくりを目指します。

このため、地域住民、行政機関、関係機関など、地域社会を構成するものの役割を明確にし、ともに助け合い支え合う地域社会を基盤とした仕組みや取り組みを示したものが「地域福祉計画」です。

これまでの福祉制度は、経済的に困っている人や高齢者、障害者など、限られた課題を抱える人たちに対する、行政などによる一律的なサービス提供によって福祉を進めてきました。

しかし、地域の中で孤立する人や地域への関心が全くない人が増加し、生活課題を抱えた人達の存在が見えにくくなっていることから、これらを解決するために、地域社会が連帯して解決していく「地域福祉」の実現のため、また、地域全体が同じ目標を持って、支え合いながら自分らしい生活を送ることで、誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、「宇多津町地域福祉計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本町の地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。

また、この計画は本町の「宇多津町長期振興計画」を上位計画とし「宇多津町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「宇多津町次世代育成支援行動計画」、「宇多津町障害者計画」、「健康うたづ21」等の関連計画と整合性を持たせながら、各計画の地域福祉の分野に関する関連施策を体系的に示し、その実現に向けての基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。

3. 計画の期間

この計画の期間は平成23年度から平成27年度までの5か年計画としますが、福祉関連施策の変化や、住民のニーズ、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 宇多津町をとりまく状況

1. 人口構造等

(1) 人口構造等の推移

国勢調査による昭和60年から平成17年までの本町の人口構造の推移を見ると、総人口は増加の傾向にあり、11,864人から17,460人へ5,596人の増加となっています。

しかし、0～14歳までの年少人口については、昭和60年から平成2年にかけて減少していますが、その後は緩やかに増加しています。しかし、総人口に占める割合については減少傾向にあることから、少子化が進行している様子が見られます。

一方、65歳以上の高齢者人口は昭和60年以降、急速な増加傾向となっており、総人口に占める割合である高齢化率を見ても昭和60年の11.6%から平成17年には15.3%となっています。

■人口構造等の推移

(単位:人、%)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
総 人 口	11,864	12,785	14,928	15,967	17,460
構 成 比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口(0歳～14歳)	2,761	2,536	2,751	2,766	3,084
構 成 比	23.3	19.8	18.4	17.3	17.7
生産年齢人口(15歳～64歳)	7,726	8,688	10,227	10,898	11,688
構 成 比	65.1	68.0	68.5	68.3	66.9
高齢者人口(65歳以上)	1,377	1,561	1,950	2,303	2,673
構 成 比	11.6	12.2	13.1	14.1	15.3
不詳					15
構 成 比					0.01

資料：国勢調査

(2) 世帯の状況

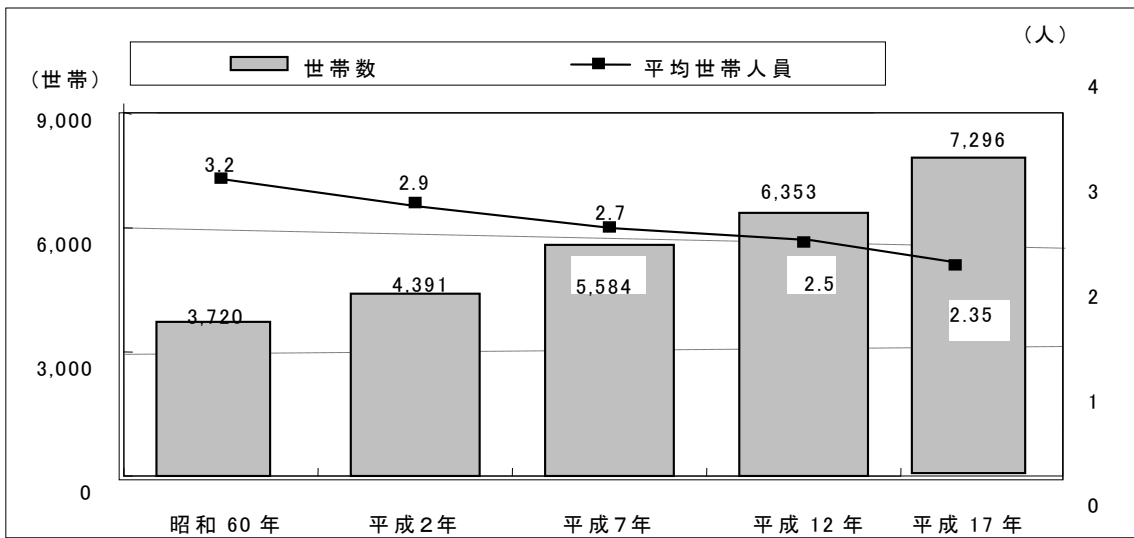
世帯数についても総人口と同様に増加を続けていますが、平均世帯人員は減少を続けていることから、核家族やひとり暮らし世帯が増加している様子が見えます。

■ 世帯の状況

(単位：世帯、人)

区 分	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年
世 帯 数	3,720	4,391	5,584	6,353	7,296
平均世帯数	3.19	2.92	2.67	2.51	2.35

資料：国勢調査



資料：国勢調査

(3) 転入及び転出の状況

平成11年以降、転入と転出の状況を見ると、転入が転出を上回る社会増が続いていましたが、平成20年には転出が転入を上回り社会減となっています。

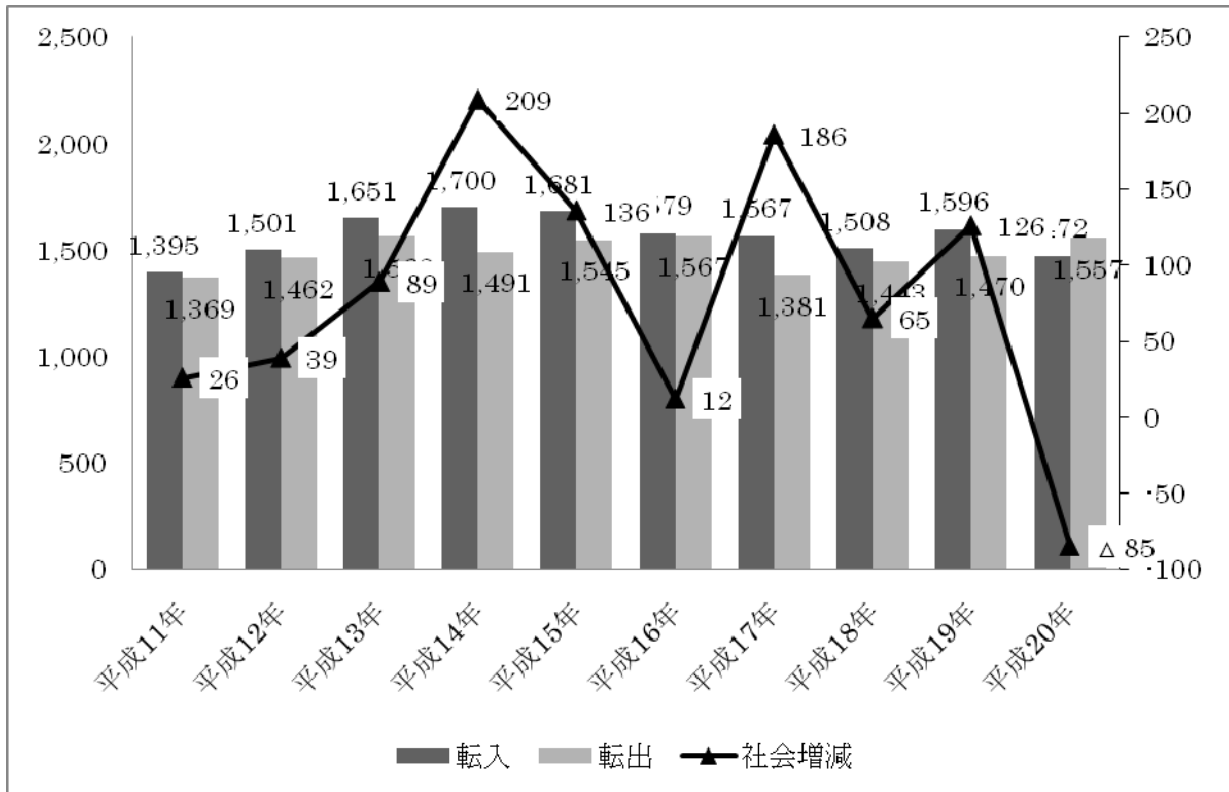
■ 転入・転出の状況

(単位：人)

	平成 11 年	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年
転 入	1,395	1,501	1,651	1,700	1,681
転 出	1,369	1,462	1,562	1,491	1,545
社会増減	26	39	89	209	136

	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
転 入	1,579	1,567	1,508	1,596	1,472
転 出	1,567	1,381	1,443	1,470	1,557
社会増減	12	186	65	126	△ 85

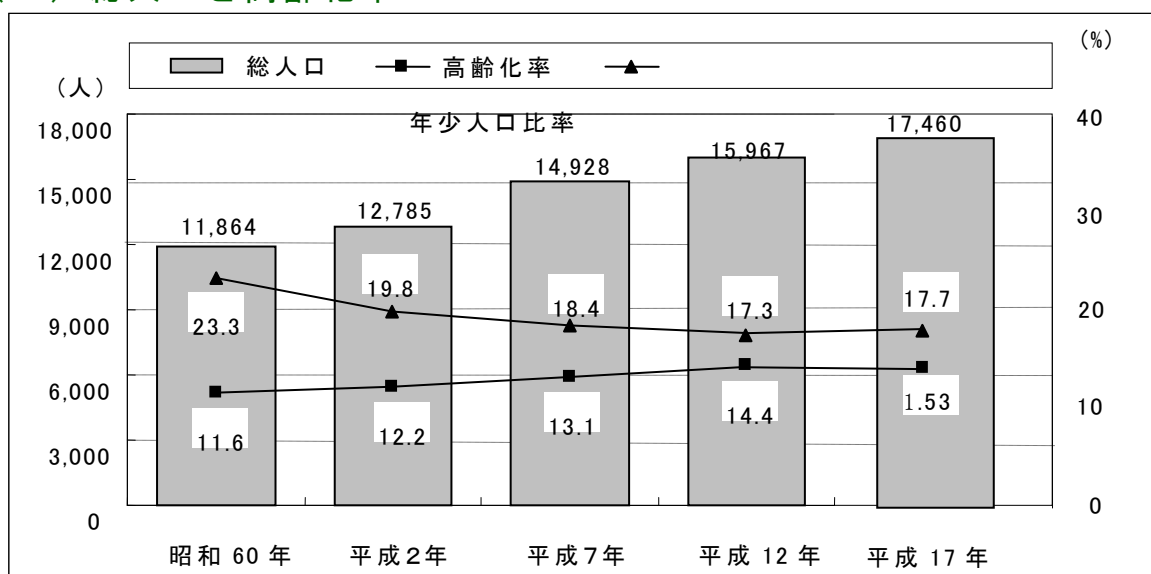
資料：保健統計年報



資料：保健統計年報

2. 高齢者の状況

(1) 総人口と高齢化率

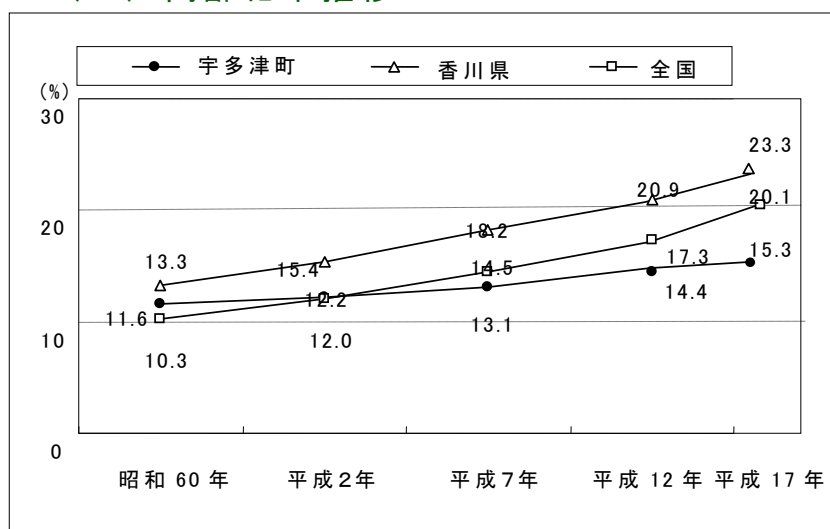


資料：国勢調査

総人口推移は昭和60年以降、増加傾向にあります。総人口に占める0～14歳までの年少人口の割合である年少人口比率は大幅に減少していることがわかります。

一方、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合である高齢化率は徐々に増加の傾向にあり、平成17年では年少人口比率と高齢化率の差が2.4ポイントとなっていることから、少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

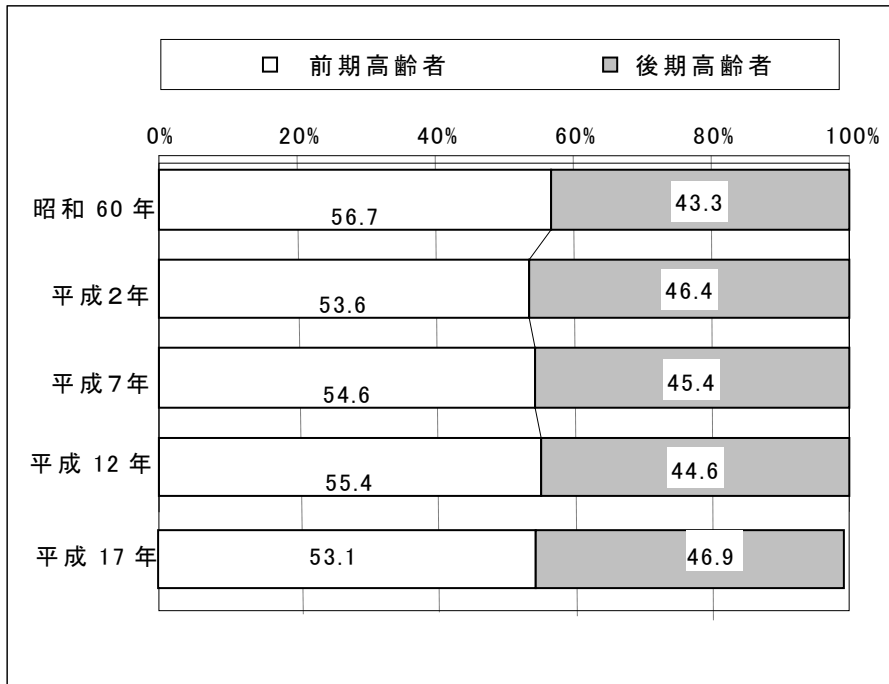
(2) 高齢化率推移



資料：国勢調査

高齢化率の推移を、全国及び県と比較すると、宇多津町の高齢化率の推移は、昭和60年を除き全国や県よりも低く、伸びも緩やかであることがわかります。

(3) 前期・後期高齢者割合推移



資料：国勢調査

高齢者を65歳以上75歳未満の前期高齢者と75歳以上の後期高齢者に分けて、その比率の推移を見ると、昭和60年から平成2年にかけて前期高齢者の割合がやや減少しましたが、平成2年から平成12年までの10年間前期高齢者の割合や緩やかに増加していました。平成17年では、前期高齢者の割合が減少し、前期高齢者と後期高齢者の差は6.2ポイントとなっています。

3. 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

① 身体障害者手帳所持者数

■ 身体障害者手帳所持者数

(平成22年4月1日現在)

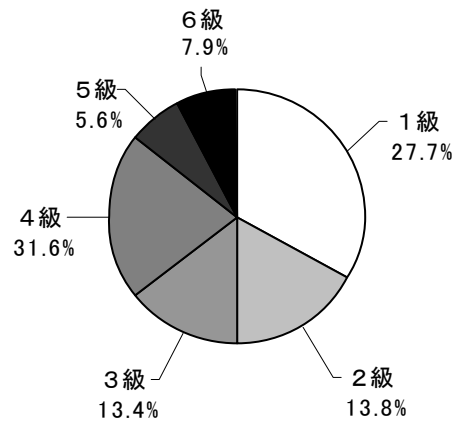
		肢体	視覚	聴覚	言語	内部	合計
1 級	18 歳未満	5	—	—	—	1	6
	18 歳以上	60	26	—	—	90	176
	計	65	26	—	—	91	182
2 級	18 歳未満	—	0	—	—	—	—
	18 歳以上	55	24	12	—	—	91
	計	55	24	12	—	—	91
3 級	18 歳未満	2	—	—	—	—	2
	18 歳以上	49	1	4	8	24	86
	計	51	1	4	8	24	88
4 級	18 歳未満	1	—	—	—	1	2
	18 歳以上	89	9	9	6	93	206
	計	90	9	9	6	94	208
5 級	18 歳未満	—	—	—	—	—	—
	18 歳以上	27	10	—	—	—	37
	計	27	10	—	—	—	37
6 級	18 歳未満	—	—	1	—	—	1
	18 歳以上	15	5	31	—	—	51
	計	15	5	32	—	—	52
合 計		303	75	57	14	209	658

身体障害者手帳所持者数は、平成22年4月1日現在で658人となっています。等級別では「4級」が208人で最も多くなっており、障害の種類では肢体不自由が303人で最も多くなっています。

② 身体障害者手帳所持者等級別割合

身体障害者手帳所持者の等級別割合を見ると、4級が31.6%で最も多く、次いで1級が27.7%、2級が13.8%などの順となっています。重度の障害者である1級と2級の者が全体の41.5%を占めています。

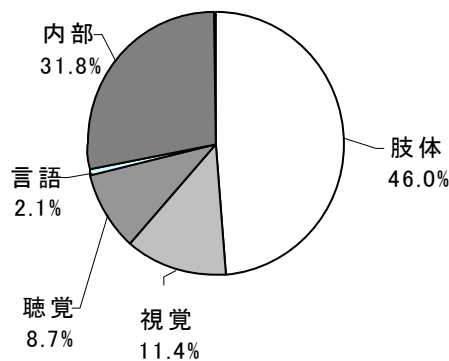
■ 身体障害者手帳等級別割合



③ 身体障害者手帳所持者障害種類別割合

身体障害者手帳所持者の障害種別割合を見ると、肢体不自由が半数近い46.0%を占めています。次いで、内部障害が31.8%、視覚障害の11.4%などの順となっています。

■ 身体障害者手帳障害種類別割合



(2) 知的障害者の状況

①療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は平成22年4月1日現在で93人となっています。

■療育手帳所持者数の推移

(平成22年4月1日現在)

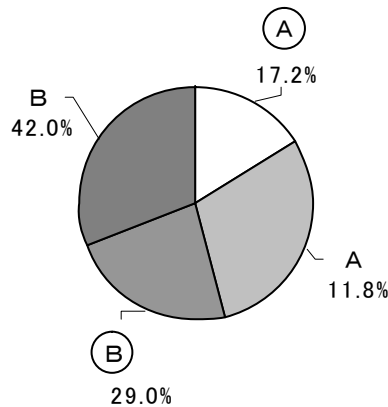
	Ⓐ	A	Ⓑ	B	計
18歳未満	5	1	8	21	35
18歳以上	11	10	19	18	58
合計	16	11	27	39	93

資料：保健福祉課

②療育手帳所持者判定別割合

療育手帳所持者の判定別割合を見ると、最も多いB判定が全体の42.0%を占めています。ついでⒷ判定が29.0%などの順となっています。

■療育手帳所持者判定別割合



(3) 精神障害者の状況

①精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者は平成5年12月成立の「障害者基本法」において、障害者として明確に位置づけられるとともに、平成7年7月の「精神保健法」から「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」への改正においては、精神障害者に対する福祉施策の充実が謳われ、精神障害者に対して「精神障害者保健福祉手帳」の交付が始まりました。

また、平成11年の改正により平成14年4月から、精神障害者の福祉サービスの利用に関する相談・助言や、通院医療費公費負担の申請に係る事務が町へ移管されています。

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、制度が周知されたこともあり、平成22年4月1日現在71人で平成17年より41人の増となっています。級別の人数は、1級が9人、2級が46人、3級が16人となっています。

②通院医療費公費負担申請者の状況

本町における通院医療費公費負担申請者の状況は、平成22年4月1日現在で128人となっています。

4. 子どもをとりまく状況

(1) 出生数と出生率の推移

本町の出生数の推移を見ると、平成2年から平成7年にかけて大幅に増加していますが、その後は減少に転じ、平成20年には215人となっています。一方、出生率についても昭和60年から平成2年までは県及び国の出生率を下回っていましたが、平成7年以降、県及び国の出生率を大幅に上回っています。しかし、出生数と同様に出生率も減少傾向が続いています。

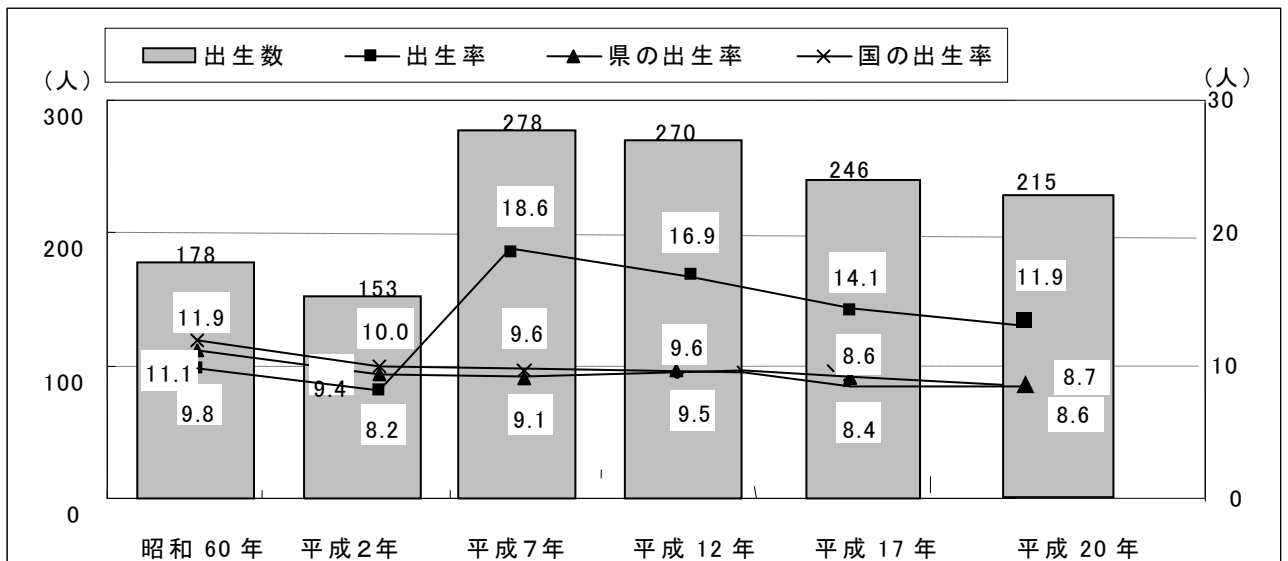
■ 出生数と出生率の推移

(単位：人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成20年
人口	11,864	12,785	14,928	1,967	17,460	18,083
出生数	178	153	278	270	246	215
出生率(人口千人対)	9.8	8.2	18.6	16.9	14.1	11.9
県の出生率(人口千人対)	11.1	9.4	9.1	9.6	8.6	8.6
国の出生率(人口千人対)	11.9	10.0	9.6	9.5	8.4	8.7

資料：香川県

■ 出生数と出生率の推移

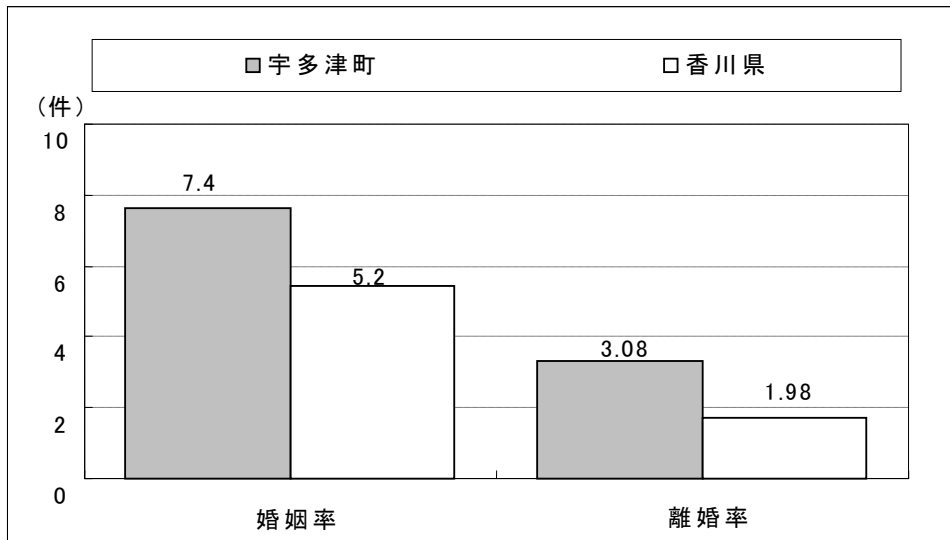


資料：香川県

(2) 婚姻率と離婚率

本町の平成21年の婚姻率は7.4件で、離婚率は3.08件となっています。県と比較すると、婚姻率、離婚率ともに高く、また、県内でも他の市町と比較して最も高くなっていることから、本町は、県内においても婚姻率、離婚率ともに高いことがわかります。

■ 婚姻率と離婚率（人口千人対） （単位：件）



資料：香川県

(3) 女性の就業の状況

本町の女性の就業率を年齢階級別に見ると、いわゆるM字カーブを描いていることがわかります。20歳代後半から30歳代前半での就業率の低下は、出産や育児による就業率の低下を、40歳代での増加は再就職等による就業率の上昇を示していると考えられます。

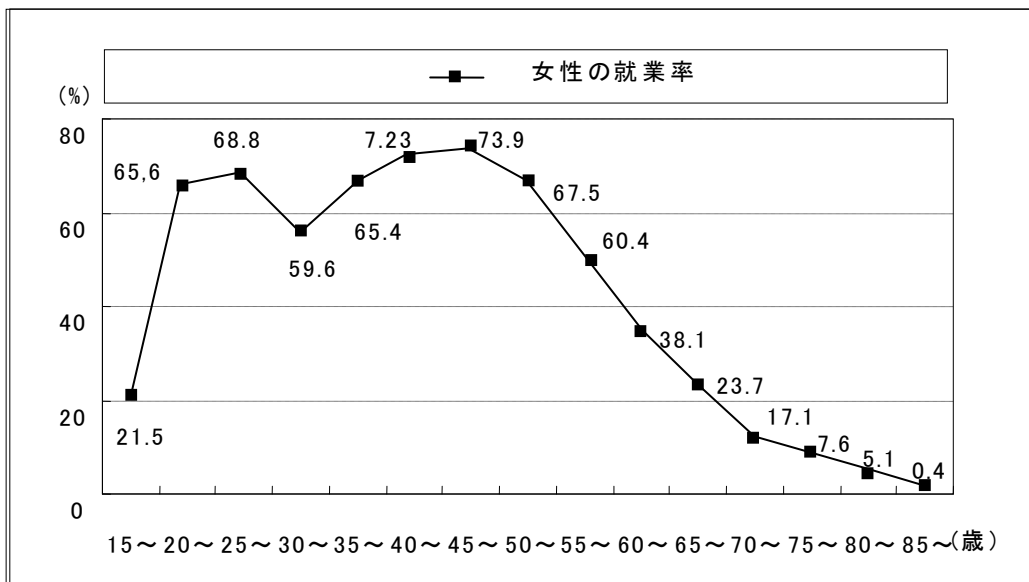
■女性の就業の状況

(単位：人、%)

年齢	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳
女性就業者数	91	319	462	539	438	399	379	339
就業率	21.5	65.6	68.8	59.6	65.4	72.3	73.9	67.5
年齢	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85以上	—
女性就業者数	346	172	93	65	23	13	1	—
就業率	60.4	38.1	23.7	17.1	7.6	5.1	0.4	—

資料：国勢調査

■女性の就業率の状況



5. 自治会の加入率

自治会の加入率を見ると、平成13年以降、世帯数が増加しているのに対し、加入世帯がほぼ横ばいで推移していることから、加入割合が低下傾向となっています。

■ 自治会の加入率

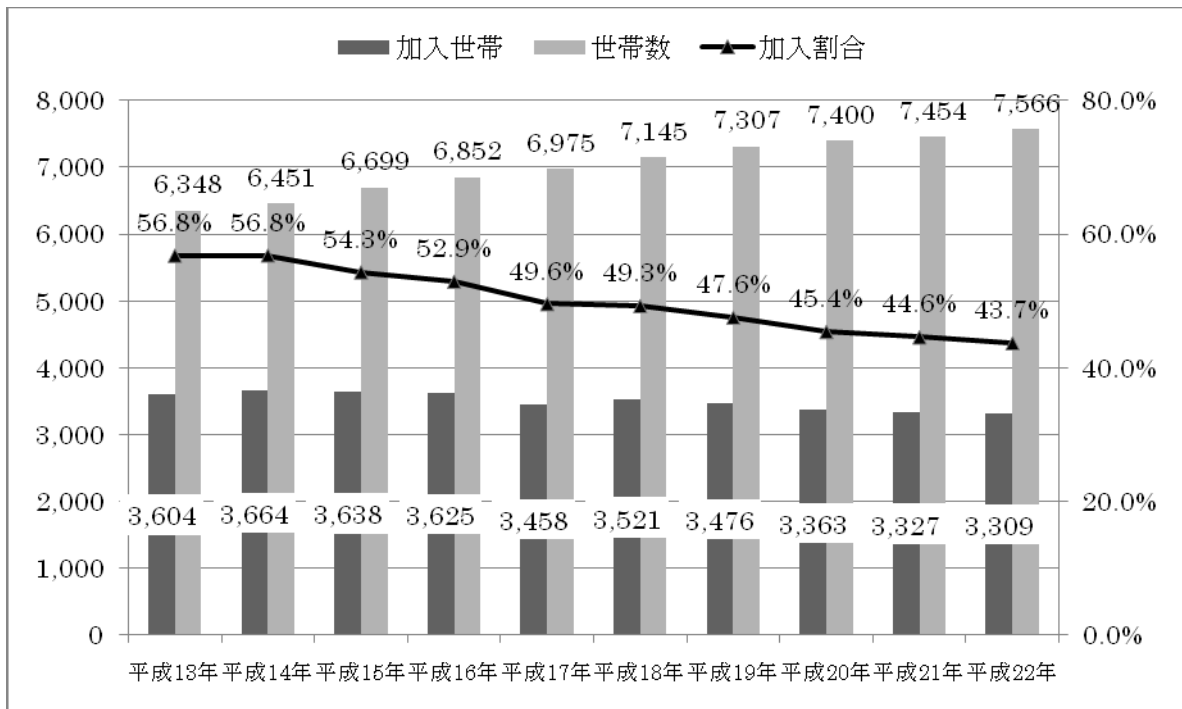
(単位：人、%)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
加入世帯	3,604	3,664	3,638	3,625	3,458
世帯数	6,348	6,451	6,699	6,852	6,975
加入割合	56.8	56.8	54.3	52.9	49.6

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
加入世帯	3,521	3,476	3,363	3,327	3,309
世帯数	7,145	7,307	7,400	7,454	7,566
加入割合	49.3	47.6	45.4	44.6	43.7

資料：住民生活課

■ 自治会の加入率



6. ボランティア団体の状況

社会福祉協議会のボランティア連絡協議会に登録しているボランティア団体は以下の通りとなっています。

No.	団体名	登録人数	主な活動内容
1	宇多津町老人クラブ連合会	27名	ふれあい活動、世代間交流
2	宇多津町民生児童委員協議会	26名	地域における福祉活動
3	宇多津町ボランティア推進委員会	28名	清掃奉仕
4	うたづ遊友健康づくりの会	37名	健康づくり、健康ウォーク
5	宇多津町婦人会	36名	町内のイベント、敬老会
6	ボランティア如月会	12名	給食ボランティア、高齢者慰問
7	朗読の会	10名	声の広報
8	ボランティアグループ「ハート'99	4名	外出支援
9	本に親しむ会	9名	本の読み聞かせ
10	うたづ莓一絵	17名	一人暮らし高齢者への絵手紙配布
11	宇多津保護司会	11名	青少年更生保護
12	宇多津さくらの会	52名	植樹活動
13	うたづの町屋とおひなさん実行委員会	28名	地域活動の活性化を図る活動
14	サポートママ「モコモコ」	24名	子育て支援、地域交流活動
15	T C N U (トランスカルチャーネットワーク宇多津)	14名	障害者の社会参加の支援
16	母子寡婦福祉会(ひまわり会)	14名	母子寡婦への支援活動
17	宇多津町身体障害者協会	13名	障害者の社会参加の支援
18	ゆかいな仲間たち	10名	施設慰問活動
19	N P O 法人 メロディー	5名	障害者の社会参加の支援
20	宇多津町 P T A 連絡協議会	1名	学童に対する支援活動
21	N P O 法人 あいあい	5名	障害者・高齢者に対する社会参加の支援
22	たこの会	9名	緑化活動
23	社会福祉法人ドリーム	6名	障害者の社会参加の支援
24	宇多津花と緑の会	64名	緑化活動
25	古街まちづくり組合	10名	地域交流活動

資料：社会福祉協議会

■ ボランティア活動保険加入者数及び助成額

(単位：人、円)

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
加入者数	428	450	1,069	1,173	451
助成額	156,000	156,000	234,880	196,000	144,320

資料：社会福祉協議会

7. 主な福祉サービス

(1) 主な高齢者福祉サービス

事業名	内 容
集団健康教育	歯周疾患、骨粗鬆症、病態別、薬、一般についての教育を行う。
重点健康相談	高血圧、高脂血症、糖尿病、歯周疾患、骨粗鬆症、病態別の相談を行う。
総合健康相談	心身の健康に関する一般的事項についての相談を行う。
訪問指導	40歳以上の人で保健指導が必要な人に対し、心身の機能低下と健康の保持増進を図るために、保健師等が訪問する。
高齢者食生活改善	食生活改善のための研修会や教室を開催する。
運動指導	生活習慣病予防のための運動指導を行う。
生きがい活動支援通所	家に閉じこもりがちな高齢者を対象とした日常動作訓練や趣味活動などを提供する通所サービス。
老人配食サービス事業	食事の調理が困難な高齢者などに対して食事の宅配や安否確認などを行う。
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	高齢者が使用する寝具の衛生管理のため、寝具の洗濯、乾燥、消毒サービスを行う。
軽度生活援助	在宅のひとり暮らし高齢者などを対象に、ボランティアなどを主体として外出・散歩の付添や、食材の買い物などを行う。
緊急通報装置貸与	ひとり暮らし高齢者等を対象に、急病や災害等の緊急時に、発信機などにより親類や近隣者、警備会社等に緊急事態を知らせるサービス。

在宅介護ビデオレンタル事業	在宅介護に関する指導用のビデオを無料で貸し出しする。
在宅寝たきり老人介護見舞金	在宅で寝たきりの高齢者を常時介護している人に見舞金を支給。

介護保険サービス（介護給付サービス・予防給付サービス）【在宅】	
訪問サービス	●訪問介護・予防訪問介護
	●訪問入浴介護・予防訪問入浴介護
	●訪問看護・予防訪問看護
	●訪問リハビリテーション・予防訪問リハビリテーション
	●居宅療養管理指導・予防居宅療養管理指導
通所サービス	●通所介護（デイサービス）・予防通所介護
	●通所リハビリテーション・予防通所リハビリテーション
短期入所サービス	●短期入所生活介護（ショートステイ）・予防短期入所生活介護
	●短期入所療養介護（ショートステイ）・予防短期入所療養介護
その他のサービス及び地域密着型サービス	●福祉用具の貸与
	●特定福祉用具の販売
	●住宅改修費の支給
	●特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）・予防特定施設入居者生活介護
	●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・予防認知症対応型共同生活介護

(2) 主な障害者福祉サービス

事業名	内 容
日常生活用具の給付	重度の身体障害者に対し、自力での生活を容易にするために必要な用具を給付する。
補装具の交付・修理	体に失われた部分や思うように動かすことのできないような障害のある部分を補って、日常生活を容易にするために必要な用具を交付・修理する。
手話通訳・要約筆記者派遣事業（県事業）	聴覚障害者で、公的機関・医療機関等へ出かけるなど社会生活上必要な外出の際、意思疎通に支障がある場合、手話通訳者もしくは要約筆記者を派遣する。

居宅サービス	
身体障害者	●身体障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）
	●身体障害者デイサービス
	●身体障害者短期入所（ショートステイ）
知的障害者	●知的障害者居宅介護（ホームヘルプサービス）
	●知的障害者デイサービス
	●知的障害者短期入所（ショートステイ）
	●知的障害者地域生活援助（グループホーム）
障害児	●児童居宅介護（ホームヘルプサービス）
	●児童デイサービス
	●児童短期入所（ショートステイ）
精神障害福祉サービス	●ホームヘルプ
	●通院医療費公費負担
	●精神障害者デイケア事業

(3) 主な子育て支援サービス

事業名	内 容
母子健康手帳	母子健康手帳の交付を行う。
乳幼児健診	3月児：健康診査
	1歳6月児：健康診査・栄養相談・歯科相談
	3歳児：健康診査・栄養相談・歯科相談
訪問指導	子育てに関する訪問指導を行う。
離乳食講習会と育児のつどい	離乳食に関する知識の普及、交流の場として開催する。
マタニティセミナー	妊婦とその家族に対する健康教育を行う。
こども相談	心理判定員による子育てや子どもの発達についての相談を行う。
育児相談・栄養相談	乳幼児の育児・栄養相談を行う。
ことばの相談	言語聴覚士による子どものことばについての相談を行う。
こころの健康相談	臨床心理士によるストレス等についての相談を行う。
放課後児童クラブ	昼間保護者のいない小学生を対象に、宇多津小学校、キッズプラザうたづで育児、指導を行う。
子育てボランティア養成研修	子育てボランティアの育成を行う。
少年育成センター	登校拒否問題解消のため、適応指導教室をキッズプラザうたづで開催。
地域子育て支援センター	子育てに悩むひとり親家庭、障害を持つ子の保護者など、あらゆる子育て世帯に対応した相談を実施している。
つどいの広場	「はぐはぐランドうたづ」において、子育て中の親子を対象として、子育ての不安の解消などを図るために、子育て親子の交流、悩み相談、子育て関連情報の提供などを行う。
一時保育	保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭、育児疲れ解消、地域社会活動参加のため、一時的に保育が必要となる児童を預かる。
子育て短期支援事業	保護者の疾病、出産、介護、冠婚葬祭など緊急時に、児童福祉施設等で児童を一時的に預かる。
みんなのサロン	子どもやその親と地域の方との交流事業において小さい子どもが安心して行動できる場所、地域の高齢者との交流が出来る居場所を開催する

ファミリー・サポート・センター事業	地域の中で「子育ての援助をして欲しい人」と「子育ての援助をしたい人」が会員になって、一時的な子育て支援をする
-------------------	--

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

**すべての人がいつまでもいきいきと暮らし、
ともに輝くまち宇多津**

宇多津町に住むすべての人が、それぞれの生き方を尊重し、かつ理解しあえるよう、相互交流と地域連帯の意識を醸成し、心のぬくもりのある協働のまちづくりを進めます。

また、地域社会から誰一人排除されることなく、誰もが暮らしやすく活動しやすい、安心して快適な生活が送れるまちづくりを進めます。

2. 基本目標

基本理念に示す地域社会の実現に向けて求められるのは、地域住民の支え合いや助け合いの活動である自助・共助と制度化されたサービスである公助が、それぞれの特性を生かし合いながら、支援を必要とする人の生活を総合的に支えることと言えます。

したがって、地域福祉を推進するためには、地域住民自らが、地域の問題を自分の問題として受け止め、その解決に向けて取り組むことが重要となります。また、地域住民やボランティアなどの参加・参画による活動と制度化されたサービスとの効果的な連携が不可欠であり、行政には、利用者の視点に立った福祉サービスを提供できる体制づくりと基盤の充実に取り組むことが求められています。

これらのことから、計画の基本理念に基づき、行政と町民が目指すまちの姿を実現するために、以下の3つを計画の基本目標とします。

(1) 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり

高齢者や障害者をはじめ、すべての人が地域の中でつながりあいながら、支えあい助けあう地域づくりを進めるとともに、地域住民一人ひとりが地域の課題を発見し、共に考え、共に解決する住民参加の地域福祉を推進します。

(2) ニーズに対応したサービスが実現するまちづくり

介護保険制度や障害者自律支援制度など、支援の必要な人の状況に応じて、自分にあったサービスを選択できるよう各種サービスの情報提供や相談支援体制を充実させるとともに、地域での福祉活動と専門的な支援を総合的に調整し提供等の支援を行います。

(3) 心をつなぐ人を育むまちづくり

核家族化や少子高齢化、コミュニティの希薄化等により、量的、質的に拡大する福祉ニーズに対応するため、地域の中で支え合いながら、誰もが自分の意志で日常生活を送ることができるよう、一人ひとりが地域福祉の担い手として育つ仕組みづくりを進める必要があります。そのため、ボランティアの育成や地域住民がそれぞれの立場でできることを行動に移せるような環境づくりを進め、住民同士のところをつなぐ人づくりを進めます。

第4章 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり

1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進

【現状と課題】

近年、個人や世代間の価値観の多様化を背景に、地域でのコミュニケーションが不足しています。また、都市化の進展とともに他人のすることに意見を言わない、あるいは無関心であったりする傾向がうかがえることから、地域における福祉課題を抱える人の姿が見えにくくなってしまうなど、地域のつながりや連帯の希薄化・弱体化が進んでいます。

これからの地域福祉を推進していく上で、個人のプライバシーは最大限尊重されなければなりません。地域には多様な人が暮らしていることを踏まえ、住民一人ひとりが様々な機会や活動を通して積極的に交流し、相互理解を深め、一緒に地域のことを考え、活動を展開し、新しい人と人のつながりを築いていくことを目指します。

そのためには、地域における情報の共有化を図り、地域で活動する民生委員・児童委員、主任児童委員等が中心となって、ネットワーク化を進め、一人ひとりの福祉ニーズに応じた支援を行うことが重要です。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 地域の安心ネットワークシステムの構築

様々な地域の生活課題を総合的に解決するため、地域で福祉活動を実践している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、老人クラブ、障害者団体、自治会、婦人会などの組織や団体と行政が協働し、福祉が必要な人たちに対して迅速で的確に対応できる体制の整備を進めるとともに、地域の福祉力を向上させるための地域活動のネットワーク化を推進します。

また、児童及び高齢者等への虐待の早期発見・早期対応を促進するため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、行政、児童相談所、学校などの関係機関との連携を深め、地域に根ざしたネットワークの強化を図ります。

2. 民生委員児童委員の活動の充実

民生委員・児童委員や主任児童委員は、地域の身近な相談者として活動し、総合的なネットワークの構築や地域会議などにおいて活動の機会が増えることから、主体的な活動が行えるよう支援するとともに、研修の充実を図るなど資質の向上に努めます。また、民生委員・児童委員の活動内容について、地域住民への啓発・広報に努めます。

3. 住民の地域活動に対する支援の強化

地域福祉を推進する自治会や婦人会、老人クラブ、子ども会、PTAなどの自主的な福祉活動を促進するため、活動への助言や活動場所の提供、専門職の派遣、情報の提供等の支援を行います。

4. 地域における見守りや支え合いの推進

友愛訪問など、婦人会や民生委員等の地域団体が実施する主体的・日常的な見守りや支え合い活動は、地域における支え合いの輪を広げる重要な活動であることから、今後も社会福祉協議会と連携を深め、福祉協力員の確保に努めるとともに、自治会、ボランティア団体等を巻き込みつつ、新たな見守り、支え合い活動の展開を支援していきます。

また、地域にある子育てサークル等の活動などが、新たな見守り、支え合い活動の主体となれるよう、情報の提供や活動支援を積極的に行い、地域における福祉ニーズをキャッチし、地域の生活課題を地域で共有できる体制の構築に努めます。

5. 地域の防災・防犯対策の充実

災害時における被害の拡大防止や軽減を図るため、防災に関する啓発・広報の充実や講習会を開催するなど地域住民の防災意識の醸成を図るとともに、地域住民や事業所等による自主防災組織の育成、指導に努めます。

また、警察等の関係機関との連携を強化し、防犯意識の高揚を図るとともに、ボランティア等の協力を得て、下校時の安全確保や地域における防犯パトロールを強化するなど、防犯対策の充実に努めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 普段からお互いに声を掛け合しましょう。
- 身近なところで困っている人がいるときには、民生委員・児童委員などに連絡しましょう。
- ひとりで悩まず、民生委員・児童委員などに相談しましょう。
- 地域の見守り活動などに積極的に参加しましょう。
- 隣近所の異変や虐待に気づいた時には、速やかに町役場や児童相談所などに連絡しましょう。
- 災害や犯罪から身を守るために何が必要かを日頃から考えておきましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 民生委員・児童委員を中心とした見守り活動を充実させましょう。
- 福祉サービスを必要としている人への制度の案内や行政への連絡をしましょう。
- 介護や子育てなど気軽に話し合える場を持ちましょう。
- 地域の中で災害時に特別な配慮が必要な人を把握しておきましょう。
- 防災訓練の実施や自主防災組織の充実・強化に努めましょう。

2. バリアフリーのまちづくり

【現状と課題】

高齢や障害に関わらず、すべての人が主体的に行動でき、快適な生活を送ることのできる環境とは、あらゆる立場の人々の安全性、利便性、快適性が確保されていることであると言えます。そのためには、建物や道路の段差解消などの物理的な障壁を取り去る「バリアフリー社会」の実現に取り組んでいくことが求められます。

バリアフリーのまちづくりを進めていくことは、行政だけでなく住民の協力と正しい認識が必要であり、すべての人々にとって暮らしやすく快適なまちであるということを理解してもらうことが重要です。

また、お年寄りから子どもまで、あらゆる人がそれぞれ異なった生活環境や状況にあったとしても、その個人の人権が尊重され、自ら主体的に選択し、行動し、快適でいきいきとした生活ができるまちであることが重要なことであると言えます。

日常生活において身体の機能上の制限をうけている障害者や高齢者等の自由な活動を阻む障壁（バリア）は、可能な限り除去すべきであり、「心」「情報」「物」の3つの側面からバリアフリーを進めていくことが重要となります。

また、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、すべての人の利用を前提としたまちづくり、ものづくり、環境づくりを進めるというユニバーサルデザインの考え方に基づいて、高齢者や障害者等に配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくことが重要なこととなります。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 心のバリアフリーの推進

「誰でも困ったときに助けてくれる気持ち」を住民一人ひとりが持つよう、障害者や高齢者等の福祉ニーズが高い人に対する正しい理解と認識を深めてもらうため、共生社会の理念の普及を図るとともに、幅広い住民の参加による交流・啓発活動を進め、心のバリアフリーを推進します。

また、年齢や性別、障害の有無等に関係なく、すべての住民が一人の人間としての尊厳を持って生活するためには、住民一人ひとりの人権を尊重する地域社会をつくることが基本であることから、いじめ防止をはじめ、子どもに対する虐待防止、家庭内暴力の防止、高齢者への虐待防止など、基本的人権を保障する取り組みをあらゆる場面で進め、豊かな人権に対する意識の高揚に努めます。

2. まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者、子ども連れに限らず、すべての人が障壁（バリア）に妨げられることなく生活し、活動できるように、様々な人々の活動に配慮した環境の整備（まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化）を推進します。

3. 情報のバリアフリーの推進

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料について、住民の誰もが手軽に入手できるよう、広報誌やホームページを活用した情報提供の更なる充実を図るとともに、住民が利用しやすい広報紙やホームページとなるよう、ユニバーサルデザイン化やアクセシビリティの向上に努めます。

4. 公共交通機関のバリアフリー化の促進

交通バリアフリー法に基づき、移動支援が必要な人への移動の円滑化を促進するため、引き続き、バス、タクシー事業者に対し、すべての人に優しい低床バス、リフトバス等の導入を求めていくとともに、駅舎等のバリアフリー化について、関係機関と協議し、バリアフリー化を促進します。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 道路の段差や通行に危険な箇所を見つけたときには、行政に情報を提供しましょう。
- 福祉や人権に関する学習会・研修会に積極的に参加しましょう。
- 高齢者や障害者について、理解を深めましょう。
- 困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
- 困っている高齢者や障害者の移動に協力しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 住民を対象とした高齢者・障害者を理解するための場をつくりましょう。
- 地域の福祉関連施設は専門的な立場から正しい理解がすすむよう情報を提供しましょう。
- 事業者や商店等のバリアフリー化を推進しましょう。
- 地域の助け合いによる困っている人への移動の仕組みを構築しましょう。
- 事業者や商店は障害者スペース等の駐車場の確保に努めましょう。

3. 社会参加と交流の促進

【現状と課題】

地域社会全体で福祉活動を進めていくということは、住民自らが地域の課題を解決して住みよい地域環境を創造しようとするコミュニティ活動の一つに位置づけられます。そこでは、住民同士の交流とふれあいが不可欠の要素であり、生活課題を抱えた人や福祉ニーズの高い人と、支える側である地域住民と日頃から交流をもっておくことが必要です。

また、地域福祉の考え方では、福祉サービスの担い手と受け手がどちらも当事者であり、地域に住むみんなが協力・連携しながら地域福祉を進展させていくことが期待されます。

地域の伝統や人のつながりが希薄になっている現在、かつてのような交流はなかなか難しい状況にありますが、自ら地域への愛着を高めるとともに、日々のあいさつや地域行事への参加等を通じ、高齢者や障害者、子育てをしている家庭など、様々な交流を進めていく中で、同じ地域に住む人として、連帯感を基礎としながら、すべての人がともに生きるというまちづくりの精神を涵養して行くことが重要です。

さらに、近年、都市化に伴い、人口の流入があった本町では、新たに住み始めた住民と古くから住んでいる住民との間に意識の格差や、住んでいる地域による自治会等への参加意識に大きな違いが見られるなど、こうした異なる認識を持っている住民同士の交流が地域福祉の推進を図る上で大きな課題となっています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 自治会への加入促進と活動支援

地域でのコミュニティ活動を進めていく上で自治会は非常に重要な役割を担っており、自治会のネットワークを十分に活用した幅広い協力体制が必要であることから、住民に対して自治会の重要性や活動の楽しさに気づいてもらえるよう啓発・広報の充実を図り、自治会への加入を促進します。また、社会福祉協議会と連携し、自治会の活動内容や活発な活動を展開している自治会の情報を発信するなどして、活動の支援に努めます。

2. 世代間交流等の促進

保育所や学校等において、高齢者と児童・生徒などとの交流事業を推進していくとともに、さらに交流の幅を広げていくため、世代間交流が実現できる拠点の整備に努め、児童・生徒、高齢者や地域住民がともに参加できる交流事業の充実を図ります。

また、老人施設における高齢者とのふれあい交流機会の創出や、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流や共同学習を積極的に進め、相互理解の促進を図ります。

3. 地域資源の活用の促進

地域の福祉活動は、住民が主体となり、身近な地域施設を利用して世代間交流事業や地域交流事業を開催することが必要であることから、地域の町施設や社会福祉施設などの活用を促進します。

4. 障害者、高齢者などの地域福祉活動への参加機会の拡大

障害者や高齢者等がサービスや支援の受け手だけでなく、地域における福祉活動の担い手として活躍が可能となるよう、ふれあいサロンや障害者週間を中心とした交流事業等、活動場の拡大と活動参加促進を図ります。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 自治会の果たす役割や重要性を理解し、自治会に加入しましょう。
- 地域交流イベント等に参加しましょう。
- 世代間交流に積極的に参加しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 老人クラブ等の既存のサークル団体への加入を促しましょう。
- 地域の子どもと高齢者、障害者等が交流できる活動を開催しましょう。
- 地域活動の情報を積極的に発信しましょう。
- ピアカウンセリング等の同じ仲間や立場にある人同士の心のケアができる場を設けましょう。
- 学校や福祉施設等と協働のイベント等の開催に努めましょう。
- 既存のイベントが年齢や性別などにかかわらず、誰でもが気軽に参加できるかどうか見直しをしてみましょう。
- 地域に住む高齢者や障害者とふれあう機会をもちましょう。
- 地域住民を対象とした世代間交流イベントの開催に努めましょう。
- 世代による得意分野を相互に活用できる場を設けましょう。

4. 男女共同参画社会を実現するために

【現状と課題】

男女の役割や生き方を限定する慣行や意識を改め、男女がともにあらゆる分野で自分の能力や個性を発揮するため、性別に関わりなくお互いを尊重し、認め合う意識を持つことが大切です。

家庭や地域において男女がともに責任を分かち合い、相互の理解のもとで家事や子育て、介護、ボランティア活動などを協力しあえる家庭が築けるよう、生活のあらゆる場面において、男女がお互いを認め合い、支え合う男女共同参画社会を推進していく必要があります。

また、日本の社会の中では、家庭や家族よりも仕事を優先するという考え方がいまだ残っていると云えます。共働き家庭の割合が増加している中で、男女を問わず多様な働き方や、生き方を自由に選択できるようにすることが重要となります。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進

性別によって役割や生き方を分ける意識を改め、男女が対等の立場でお互いを尊重しあえるような意識を創り出すために、各種団体だけでなく、広く住民に対して啓発活動や講演会等の開催を通じて理解を深めていきます。さらに、企業の取り組みを推進するため、行政から率先して女性問題に関する研修等を開催します。

2. お互いの性を尊重できる学習機会等の提供

家庭における男女の共同責任についての学習を進め、夫婦が共にお互いの人権を尊重し、男女平等意識を育む子育てや家庭教育の推進に努めます。また、従来からある性的役割分担意識の意識改革を諮り、古い因習や習慣にとらわれることなく、家事や子育てといった家庭内の役割をお互いに補完しあえる学習の機会を提供するとともに、男性の地域活動への参加を促進します。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 家族間で協力し、家事の分担をしましょう。
- 家族の中でお互いに思いやりの気持ちを持ちましょう。
- 男女ともに育児休業や介護休業などを活用しましょう。
- お父さんもお母さんも親としての役割を意識して、一緒に育児をしましょう。
- 家族と一緒に食事や会話を大事にしましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 地域活動や子育てのしやすい勤務体制をつくりましょう。
- 企業は子育てや地域活動の大切さを理解し、労働時間の短縮や休暇のとりやすい職場環境づくりに取り組みましょう。

第5章 ニーズに対応したサービスが実現するまちづくり

1. ニーズに対応したサービス提供体制の整備

【現状と課題】

社会福祉の基礎構造改革が進み、多くの福祉サービスは、利用者が自らの意思で選択して利用する制度に変わりつつあります。そのような背景のもと、本人の意向を尊重しながら、自立した生活に必要な保健・福祉などのサービスが総合的かつ適切に提供できるよう、サービス提供基盤の整備が求められます。

また、少子高齢化や核家族化の進展等により、介護サービスを必要とする高齢者の増加が予想されるとともに、住民一人ひとりのライフスタイルや価値観の多様化によって福祉サービスも複雑化・個別化しています。さらに、介護だけでなく、子育て支援や障害者に対する支援の充実を図るためにも、福祉サービスの提供がきめ細かくかつ十分に行われるよう、隣近所による助け合いや、社会福祉協議会、ボランティア団体等の地域活動の活性化を図るとともに、優良な社会福祉事業者の育成を進め、必要な福祉サービスの質と量の確保に努める必要があります。

地域福祉推進の中核を担うことが期待されている社会福祉協議会では、平成12年3月に「宇多津町地域福祉活動計画」を策定し、計画にそった地域福祉活動を展開しています。町内各地域でのいきいきサロンの推進を始め、各種相談事業、ひとり暮らし・寝たきり高齢者への見守り支援、給食サービスなどの在宅福祉の充実、ボランティア育成や活動支援などといった、地域福祉の推進には欠かすことのできない重要な事業を展開しています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 社会福祉協議会への支援の充実

社会福祉協議会は、住民・事業者・行政が協働し地域福祉を推進するための中核的な役割を果たす重要な団体であることから、宇多津町社会福祉協議会の特性を活かした活動の支援、地域における新たな役割づくりの支援を行うとともに、社会福祉協議会との協働を推進し、住民の生活課題や福祉ニーズを発見できるしくみづくりができるよう、支援を充実させていきます。

2. 地域における組織の連携の強化

地域には社会福祉施設、医療機関をはじめとして多くの社会資源が存在しています。それぞれが、専門機関としての役割を果たすとともに、地域福祉という観点からの有機的に連携が図れるよう、相互の連携を強化していきます。

3. サービス提供事業者の資質の向上

介護保険事業等の開始以来、民間事業者等の参入により、町内で様々なサービス提供主体が活動するようになってきていることから、地域福祉を推進するうえで、関係機関職員やサービス提供所等の資質の向上に向けた働きかけを行います。

また、本町の地域福祉や保健福祉サービス等に関する情報提供を行い、民間事業者との連携を深め、サービスの水準を向上させるよう努めます。

4. ボランティア活動等の活性化

住民の自主的・自発的活動であるボランティアやNPO法人の育成及び活動の充実・発展のため、引き続き、社会福祉協議会等を通して、情報及び活動拠点となる場の提供等の支援を行います。

また、ボランティア団体や地域団体等による地域課題解決に向けた取り組みを支援するなど、地域における活動団体の主体的な取り組みを推進します。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 介護保険制度等の福祉サービスの概要を知りましょう。
- 事業者や施設に対する正しい情報を把握し理解を深めましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 地域福祉に関する組織や団体の連携強化や共有化を図りましょう。
- 行政や関係機関と連携して誰もが参加できる介護予防事業の開催に努めましょう。
- 福祉サービスを必要とする人へ制度の案内や行政への連絡をしましょう。
- 社会福祉協議会は事業者や施設との協働事業に努めましょう。
- 事業者や施設は地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
- 社会福祉協議会は、ボランティアセンターを中核として、ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供に努めましょう。
- ボランティア団体やNPOの立ち上げに関する情報提供や支援をしましょう。

2. 総合的な情報提供・相談支援体制の整備充実

【現状と課題】

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。しかし、様々な情報を提供していても、地域に暮らすすべての人に必要な情報が行き届き、かつそれを理解し、活用することができなければ、必要なサービスを受けることも、それによって生活を豊かにすることも難しくなってきます。したがって、情報が一人ひとりに行き届くようにするためには、行政と地域に暮らす人々との協働により、支援を必要としている人の状況にあった仕組みづくりを考える必要があります。

地域に暮らすすべての人が必要な情報を共有するために、行政は行政サービス情報を地域住民に適切に提供・伝達するとともに、地域住民が行政や民間のサービス情報を十分に把握できるよう、サービス情報を集約して提供できる仕組みづくりが求められます。

また、これら情報提供にあたって、情報の取得やコミュニケーションに特にハンディキャップを有する高齢者や障害者等への配慮が重要であると言えます。IT（情報技術）等を活用した情報バリアフリーの推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、福祉ニーズの高い人の自立と社会参加を支援することが重要です。

さらに、福祉サービスを利用する人は、自分の生活ニーズに対応したサービスを自ら選択することが必要となりますが、サービス内容等が利用者に十分に伝わっているとは限りません。このようなことから、身近な地域で気軽に相談できる総合的な相談支援体制の充実を図り、適切なサービスの利用へと結びつけていくことが重要となります。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 総合的な相談支援体制の整備充実

支援を必要とする一人ひとりが地域での生活を維持できるよう、個々の状態に応じた保健・医療・福祉のサービスの組みあわせやサービス量などを総合的に調整するケアマネジメント体制の充実を図ります。

高齢者については、地域包括支援センターの充実を図り、地域におけるケアマネジメント体制の充実を図ります。

障害者（児）については、乳幼児期から成人後まで継続的に一貫して相談支援に対応できるよう県や周辺市町と連携して障害者支援センターの充実を図ります。

また、地域子育て支援センターや保健センターでの子どもや子育て家庭に対する専門的な相談援助活動の充実を図ります。

2. 情報提供の充実

利用者が最も適切な福祉サービスを選択するためには、サービスやサービスを提供する事業者の情報を十分に把握する必要があることから、必要な情報を得にくい人のためにも、情報の収集や提供方法の工夫に努めるとともに、事業者側が自ら積極的に事業内容等の情報公開に取り組むよう働きかけを行っていきます。

また、町広報紙をはじめ、各種パンフレットなど多様な手段を効果的に活用し、わかりやすい情報提供に努めるとともに、保健・医療・福祉の担当者の連携を強化し、これらの各分野の情報を集約し、幅広く提供できるよう取り組みます。

3. 情報のバリアフリーの推進【再掲】

各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料について、住民の誰もが手軽に入手できるよう、広報誌やホームページを活用した情報提供の更なる充実を図るとともに、住民が利用しやすい広報紙やホームページとなるよう、ユニバーサルデザイン化やアクセシビリティの向上に努めます。

4. IT機器の利用促進

補装具や日常生活用具の給付事業の対象となっている障害者のコミュニケーション支援のための情報機器の適切な活用努めるとともに、障害者、高齢者等も多様な情報通信サービスを容易に利用できるよう、操作の簡単な情報通信システムの普及に努めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 困ったことがあるときには相談しましょう。
- 近隣の人を知り声かけ等に努めましょう。
- メールやインターネットを活用した情報に親しんでみましょう。
- 広報紙等には目を通しておきましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 自治会の回覧板等の活用を工夫してみましょう。
- 地域で活動している団体による会報の作成や情報発信を進めてみましょう。
- 地域情報をメールやインターネットを活用して情報発信に努めましょう。
- 地域でパソコン講習会等の開催を進めましょう。
- 地域の福祉に関する相談機関として民生委員児童委員との連携を深めましょう。
- 地域包括支援センター等の機関を地域の福祉相談事業のパートナーとして協力・連携を図りましょう。

3. 福祉サービスの適切な利用の促進

【現状と課題】

福祉サービスについては、従来の措置制度から契約制度に移行したため、福祉サービス利用者のニーズに合わせたサービス提供の実現とサービスの質の確保が求められています。

利用者が自分に最も適したサービスを選択するには、事業者の特徴やサービスの質が比較できる信頼性の高い情報が必要であり、サービスの質を客観的に評価し、その結果が事業者や行政機関を通して利用者に広く提供される仕組みを構築することが求められます。

福祉サービスに対する客観性や信頼性、専門性をより高める観点から、自己評価だけでなく、一定の基準を満たした公正・中立な第三者機関によって評価を行う第三者評価に基づく評価結果の情報により、利用者に比較できる情報を提供し、利用者主体のサービス提供の実現を目指すことが重要です。

安心してサービス提供を受けるためには、提供者と利用者の信頼関係を構築することが重要であり、そのためにも、利用者からの苦情に対しては、その解決に向けた積極的な取り組みが期待されます。そのため、町として事業者に対する、利用者からの苦情を受け付ける苦情解決窓口の整備を求めていくとともに、サービス改善に結びつけられる仕組みづくりの検討を行っていくことが重要です。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 苦情受付や解決の仕組みづくりの推進

利用者や家族が、サービス利用において弱い立場に置かれ不利益が生じないように、事業者等に対して苦情受付窓口の設置や苦情受付担当者、第三者委員の設置を働きかけていきます。また、福祉サービスの質の向上を図るために苦情を通じて得られる利用者の声を制度や運営の改善に反映させ、利用者 と提供者のお互いがサービスについて十分に理解しあえるよう支援の充実を図ります。

2. 福祉サービス評価によるサービスの質の向上

福祉サービスに関する評価は、利用者による適切なサービスの選択や、事業者によるサービスの質の向上に向けた取り組みとして必要であることから、事業者による自己評価や第三者評価等の導入を進めます。また、サービス提供者に対し、必要に応じて施設やサービス内容に関する情報の提供を求めるとともに、施設への訪問を行うなど連携を深め、適切な指導に努めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 事業者や施設に対する正しい情報を把握し理解を深めましょう。
- 意見や苦情がある時にはしっかり伝えましょう。
- サービス事業者の選択は自己責任であるという意識を持ちましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 事業者や施設は地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
- 事業者は苦情解決の窓口の設置を進めましょう。
- 事業所は第三者委員制度の導入を進めましょう。
- 事業者は利用者の事業者選択の目安となる第三者評価制度を積極的に活用しましょう。

4. 権利擁護を推進するために

【現状と課題】

契約・自己選択を基本とする契約型福祉制度へと移行する中、判断能力が十分でないため、適切な福祉サービスにつながりにくい人への利用者保護制度として、社会福祉法のなかで民法の成年後見制度を補完する仕組みとして「福祉サービス利用援助事業」が制度化されました。

本町でも、社会福祉協議会を窓口とした福祉サービス利用援助事業を実施しており、その中で福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービス等を行っています。今後も高齢者や障害者等の支援が必要な人やその家族の不安を取り除くため、関係機関との連携を強化し、制度が円滑に利用できる環境の整備を促進するとともに、積極的な啓発・広報を行い、利用を促していくことが求められます。

また、成年後見制度とは成年者で判断能力が十分でない人(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等)の法律的な保護を目的としたもので、高齢者や障害者等の自己決定権の尊重と、残っている能力を十分に活用できるよう、個々の多様な判断能力と保護の必要性の程度に応じた段階的なサポートが受けられるようになっており、成年後見制度の積極的な運用が期待されています。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 権利擁護事業の推進

自ら福祉サービスを選択・契約することが困難な認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者、そのほか判断能力等の不十分な人に対する、状況に応じた相談対応や福祉サービスの利用支援を行う社会福祉協議会で実施している福祉サービス利用援助事業について、積極的な情報提供による周知、活用の推進、関係機関との連携によるニーズ把握に努め、さらなる制度の充実を図ります。

2. 成年後見制度の活用促進

代理権などの権限を与えられた成年後見人が財産管理等を行う成年後見制度についても、平成18年度から町の地域包括支援センターに相談窓口が設置されることから、さらなる制度の啓発・広報に努めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について学習しましょう。
- 自らの情報の取り扱い意向についてサービス提供者にきちんと伝えましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度について理解を深めるとともに、利用を促進しましょう。
- 制度を必要とする人に、情報を提供し、利用を促進しましょう。

第6章 心をつなぐ人を育むまちづくり

1. 福祉活動への理解を深めてもらうために

【現状と課題】

地方分権の理念に基づき、住民・事業者などと行政の協働によるまちづくりを推進していくためには、地域福祉の推進にあたって、当事者や地域住民をはじめ地域社会を構成する人の参画を積極的に推進し、パートナーシップ型の行政を実現することが重要です。また、地域社会の中で住民や事業者など、行政を含むすべての人が協働のまちづくりを実践する中でお互いに支え合う福祉社会の構築が目標となります。

そのためには、子どもや住民などに対する福祉学習・福祉教育の充実を図り、地域福祉に対する住民の関心や理解を深めてもらい、地域社会の生活課題に対する認識や地域福祉の推進への積極的な参画を求め、宇多津町の豊かな福祉文化の醸成に努める必要があります。

地域活動やボランティア活動等に対する住民の参加意識を啓発していくことは、この計画が最も目指すべきものであると言えます。また、地域に暮らす住民一人ひとりが地域福祉の当事者としての意識を持つことができる環境づくりを進めることが重要です。そこで、行政においても住民にとってわかりやすい福祉施策の展開を目指して、高齢者や障害者、児童などに対する福祉施策の一層の周知に努める必要があります。

【行政として取り組んでいくこと】

1. 福祉教育の充実

相互理解や豊かな人権意識の醸成、励ましあい、支え合える心の育成をめざし、家庭や教育機関をはじめ、公民館等の社会教育施設、社会福祉協議会、地域での活動団体等がそれぞれ主体となりながら、福祉教育の充実を図ります。

また、社会的弱者と考えられる高齢者や障害者等に対する正しい理解と認識が深まるよう、各種講座・講演、福祉施設での活動、福祉体験による福祉教育を充実させます。

2. 住民の地域活動への参加促進

生涯学習活動やスポーツ活動、ボランティア活動、地域活動など、年齢や障害の有無に関係なく、多くの住民が参加できる活動メニューづくり、参加しやすい身近な活動の場の拡大などを進めます。また、生きがい・社会参加につながる活動の充実を図り、地域の実情に応じた活動ができるよう、ライフスタイルに応じた活動メニューを提供し、社会参加活動への参加促進や活性化に向けた支援を充実します。

3. 地域福祉に対する意識の変革

地域に暮らす一人ひとりが、福祉の当事者としての意識が持てる環境づくりを進めるため、地域の中にリーダーとなる人材を発掘・育成し、一人でも多くの住民が参加することのできるサークル活動や講座・講演会等の開催機会を増やします。また、既に地域で活動しているサークルや団体等へ働きかけ、団体同士の交流や情報交換の場の提供に努めることで、地域福祉に対する意識の変革を進めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 日常生活の中でボランティアに関心を持ちましょう。
- 行政や地域活動団体等が開催する福祉学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 地域の福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 大人が子どもたちの見本となるよう努めましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 子どもたちが福祉活動に参加する機会を設けましょう。
- 地域の福祉教育力を高めましょう。
- 福祉施設等を地域に開放しましょう。
- 事業者等は地域住民を対象とした福祉教育イベント等を開催しましょう。
- 地域の福利リーダーの発掘や養成に努めましょう。
- 地域住民を対象とした福祉学習の機会を設けましょう。
- 地域の情報を積極的に発信していきましょう。
- 地域で活動しているサークルや団体同士で交流を図りましょう。

2. 地域福祉活動の担い手を育成するために

【現状と課題】

本町においても、多くの人たちが様々な場所で地域活動に参加していますが、参加者の固定化や高齢化が進むなど、若い世代の参加者が少ないのが現状となっています。

次代を担う若い人たちの参加を促すためにも、活動時間や内容などを参加しやすくする工夫が必要です。また、異年齢や多世代との交流を通じて、地域活動のリーダーを育むことが大切であると言えます。

地域には地域活動やボランティア活動を行う意志はあるものの、具体的にどうしてよいのか分からなかったり、機会がない人が多く、ボランティアを身近に感じ、気軽に参加してもらえるよう、広報、パンフレット、ホームページ等、様々な機会を捉えてボランティア活動に関する情報の提供を充実させることが重要です。

【行政として取り組んでいくこと】

1. ボランティアの養成

住民に対するボランティア活動の啓発・広報、ボランティア活動参加のきっかけづくりとなる体験事業、社会福祉協議会が実施しているボランティア養成講座、講演会等をより一層推進し、幅広い住民が自分にあった活動を選択して参加することができる機会を充実します。

2. ボランティア団体の育成と連携

社会福祉協議会が事務局をしているボランティア連絡協議会に加入しているボランティア団体の育成と連携強化を促進するとともに、ボランティア団体の交流会などを通してボランティア情報のネットワーク化に進めます。

【住民や地域が取り組んでいくこと（行動目標）】

《住民が取り組んでいくこと》

- 日常生活の中でボランティアに興味を持ちましょう。
- 新しいボランティアがあれば提案してみましょう。
- 行政や地域活動団体等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 地域に貢献することを役割の一つとして捉えましょう。
- 地域の中で、自らの知識や経験、自由な時間等を活用しましょう。

《地域が取り組んでいくこと》

- 社会福祉協議会は、ボランティアセンターを中核として、ボランティアニーズの把握やボランティア情報の提供に努めましょう。
- 施設などは、必要とするボランティア情報の提供に努めましょう。
- ボランティアニーズの把握に努めましょう。
- ボランティアに関する提案を受け入れる仕組みづくりを考えましょう。
- 地域住民の知識や経験、専門的技術を活かして気軽に参加できる機会を設けましょう。
- 地域住民に対するボランティア学習の機会を設けましょう。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の進行管理

本計画に含まれる分野は、高齢者や障害者、子どもなどに関わる施策など、保健・医療・福祉・教育・生活環境などの様々な分野にわたります。

このため、関係機関・団体などとの連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2. 関係機関、団体等との連携

本計画を推進し、支援の必要な人のニーズにあった施策を展開するためには、社会福祉協議会をはじめ、地域活動団体、民生委員児童委員など多くの地域関係団体や住民の協力が不可欠です。

また、保健・医療・福祉など生活関連分野を担当する関係課と連携を図りながら、計画に取り組むことも必要です。これらの連携を強化するため、地域関係団体や住民、また各関係課との意見交換や計画の推進のための協議などを行っていきます。

施策体系

基本理念： すべての人がいつまでもいきいきと暮らし、
ともに輝くまち宇多津

I 住民参加の地域福祉を進めるまちづくり	1. 地域の連携・ネットワークづくりの促進
	○地域の安心ネットワークシステムの構築 ○民生委員児童委員の活動の充実 ○住民の地域活動に対する支援の強化 ○地域における見守りや支え合いの推進 ○地域の防災・防犯対策の充実
	2. バリアフリーのまちづくり
	○心のバリアフリーの推進 ○まちのバリアフリーの推進 ○情報のバリアフリーの推進 ○公共交通機関のバリアフリー化の促進
	3. 社会参加と交流の促進
	○自治会への加入促進と活動支援 ○世代間交流等の促進 ○地域資源の活用の促進 ○障害者や高齢者などの地域福祉活動への参加の拡大
	4. 男女共同参画社会を実現するために
	○男女共同参画社会の実現に向けた啓発の推進 ○お互いの性を尊重できる学習機会等の提供

Ⅱ ニーズに対応したサービスが実現するまちづくり	1. ニーズに対応したサービス提供体制の整備
	○社会福祉協議会への支援の充実 ○地域における組織の連携の強化 ○サービス提供事業者の資質の向上 ○ボランティア活動等の活性化
	2. 総合的な情報提供・相談支援体制を整備充実
	○総合的な相談支援体制の整備 ○情報提供の充実 ○情報のバリアフリーの推進【再掲】 ○IT機器の利用の促進
	3. 福祉サービスの適切な利用の促進
	○苦情受付や解決の仕組みづくりの推進 ○福祉サービス評価によるサービスの質の向上
	4. 権利擁護を推進するために
	○権利擁護事業の推進 ○成年後見制度の活用促進
Ⅲ 心をつなぐ人を育むまちづくり	1. 福祉活動への理解を深めてもらうために
	○福祉教育の充実 ○住民の地域活動への参加の促進 ○地域福祉に対する意識の変革
	2. 地域福祉活動の担い手を育成するために
○ボランティアの養成 ○ボランティアコーディネートの推進	

(資料2)

地域の相談窓口

○高齢者福祉・介護保険制度

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町地域包括支援センター	宇多津町1881 電話 0877-49-8740	高齢者に関する総合相談

○障害者（児）福祉

名 称	所在地・電話番号	備 考
障害者生活支援センターピア	坂出市府中町5001-2 瀬戸療護園併設 電話 0877-56-3070	身体障害者に関する相談
香川県ふじみ園	丸亀市飯山町東坂元3667 電話 0877-98-3125	障害児や知的障害者の療育相談
中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町700-13 電話 0877-56-3200	精神障害者に関する相談
相談支援センターぷろふえす	宇多津町浜六番丁89-2 電話 0877-49-5555	障害児童や知的障害の養育相談
相談支援事業所わかたけ	坂出市西庄町1666-4 電話 0877-45-6746	精神障害者に関する相談

○児童福祉・家庭福祉

名 称	所在地・電話番号	備 考
西部子ども相談センター	丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-3173	子どもや家庭に関する相談
はぐはぐランドうたづ	宇多津町浜五番丁49-7 電話 0877-41-0516	育児相談 (月、火、木開設)
地域子育て支援センター	宇多津町936-1 わかくさ保育園内 電話 0877-49-3011	子育て相談

○保健（母子保健・生活習慣病・難病など）

名 称	所在地・電話番号	備 考
宇多津町保健センター	宇多津町1881 電話 0877-49-8008	
中讃保健福祉事務所	丸亀市土器町東八丁目526 電話 0877-24-9960	

○民生委員・児童委員 地域での身近な相談相手

氏名	電話番号	担当地区
宮本 隆義	49-6002	水主町、今市、倉の前
山田 勝利	49-0980	山下、かじや町
水尾 伸一	49-0890	伊勢町、栄町、幸町
二見 忠	49-0927	坂下西、坂下東、向山北、岩屋一部
谷川 幸男	49-2173	十楽寺、三菱団地
井上 喜史	49-4462	大橋、大橋東、大橋南
中川 幸二	49-0154	浜町、塩浜
北山 義廣	49-8705	田町北、田町南、長縄手
三枝 漠	49-1825	鍋谷
尾藤 修市	49-8865	浜九番丁
菊本千恵子	49-2068	岩屋、向山南
金泥 千代	49-2390	浜一・二・三番丁
金岡 房子	49-0560	県営沼の池
宮脇美代子	49-1196	新開西
小林 善朋	49-3811	北浦
宮本 春實	49-0520	津の郷
三野 義一	49-1407	新町
村尾美由紀	49-0491	浜六番丁
堀瀬 直美	49-3946	浜四番丁、浜七番丁
飯田 国隆	49-2437	宇夫階、八番丁
溝渕登志子	49-1322	浜五番丁
平野 啓一	49-0803	大門、本町、浦町、中村
柏原 和夫	49-1674	平山、新開東
高橋 敬子	49-4041	西町中、西町東、西横町

主任児童委員（児童福祉について専門的に担当する児童委員）

氏名	電話番号	担当地区
山西久仁子	49-0769	町全域
粟井 宏子	49-4739	町全域

(資料3)

用語解説(五十音順)

あ 行

宇多津町長期振興計画

平成16年度から平成25年度を計画期間とし、宇多津町の将来像を掲げるとともに、その将来像を実現していくために必要な施策の大綱を示した総合的な計画。

一時保育

保護者の就労形態の多様化や傷病等に伴う一時的な保育需要に対応するために保育所が行う一時的な保育。

NPO

Non Profit Organization (民間非営利組織) の略。福祉、医療、環境保全など、さまざまな分野における営利を目的としない民間の自発的な意思による活動団体のこと。

か 行

交通バリアフリー法

身体障害者などが公共交通機関を利用する際の利便性や安全性を向上させるため平成12年に公布された、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。

子育て短期支援事業

保護者の疾病、出産、冠婚葬祭など緊急時などに、児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等において児童の養育保護を行う。

さ 行

障害者自立支援制度

障害者福祉サービスの一元化、就労支援の強化、安定的な財源の確保などを主な内容として、平成17年10月障害者自立支援法が成立した。この法律に基づき、あらゆる障害を持つ方に対して、必要な障害サービスや、相談支援などが地域において計画的に実施することとなった。

障害者支援センター

市町障害者生活支援センター、障害児（者）地域療育等支援事業実施施設、精神障害者地域生活支援センター、障害者就業・生活支援センターの総称。

障害児（者）やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、必要なサービスの紹介や情報提供、さまざまな相談を受け、本人にあったケアプランを一緒に考え、支援していく相談窓口。

児童デイサービス

在宅の障害児に対する日常生活における基本的動作の指導や訓練等を実施するデイサービスをいう。

障害者基本法

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者（以下「障害者」という。）の自立と社会参加の支援等のための施策に関して、基本理念や施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的に推進するための法律。

食育

一般的には、食品の安全性への不安や、生活習慣病の増加などを背景に、食習慣や食文化、食材、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて、身体や心の健康を育むこと。

成年後見制度

知的障害や精神障害がある人で判断能力の不十分な方は、財産管理や契約、遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難である場合や、悪徳商法などの被害にあうおそれがある。

このような場合に、家庭裁判所が事案に応じて保護に当たる成年後見人・補佐人・補助人（「成年後見人等」という。）を選任し、判断能力の不十分な方々を保護し支援する制度。

た　　行

地域福祉権利擁護事業

知的障害者や精神障害者などが地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会において福祉サービスの利用手続の援助や日常的な金銭管理を行う。

地域子育て支援センター

専業主婦家庭も含めた地域における子育て家庭に対し、育児に関する相談指導や子育てサークルへの支援、情報提供などを保育所等の施設において行うもの。

つどいの広場

子育て中の親子を対象として、子育ての不安の解消などを図るために、子育て親子の交流、悩み相談、子育て関連情報の提供などを行うもの。

は 行

バリアフリー

もともとは障害のある人が社会生活をしていく上で妨げとなる段差などの物理的な障壁（バリア）を取り除くことをいう。現在では物理的な障壁に限らず、制度的、心理的な障壁をも含め、障害のある人の社会参加の妨げとなるあらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

放課後児童クラブ

保護者が仕事などで昼間に家にいない、主として小学校低学年の児童を対象に、授業の終了後に児童館、学校の余裕教室などを遊びや生活の場とするもの。

や 行

ユニバーサルデザイン

はじめから、障害の有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

(資料4)

宇多津町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 宇多津町における地域福祉の推進に関する計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するに当たり、広く住民の意見を聴くため、宇多津町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他町長が適当と認める者の内から町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員会の委員の任期は、委嘱の日から計画策定作業終了の日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める

附 則

この要綱は、平成16年12月20日から施行する。